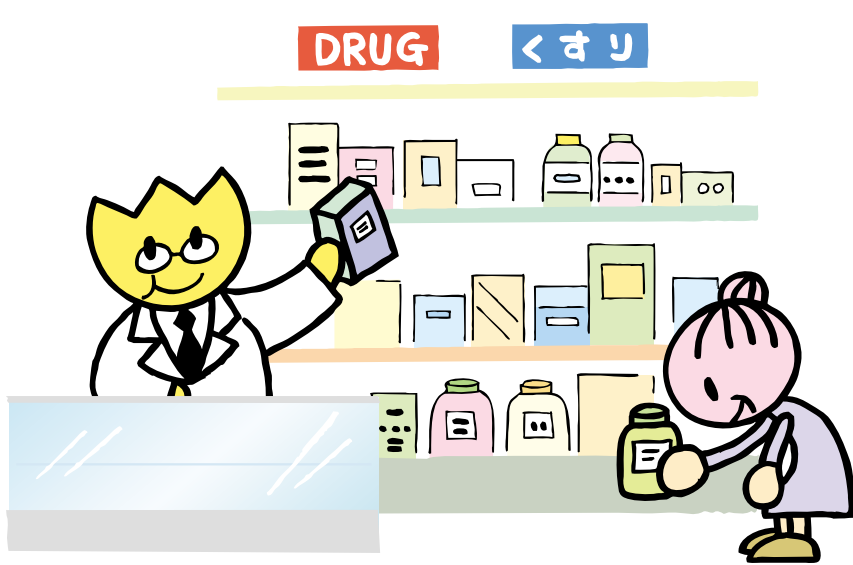


来年からOTC薬の分類が変わります。

厚生労働省では、処方せんを必要とせず、今まで「大衆薬」と呼んでいた薬を「OTC薬」と読み替えるようにしました。その理由を探ってみましょう。



販売業態が変わります

平成18年に薬事法が大幅に改正されました。「大衆薬」は「OTC薬」と言い呼び名になりました。呼び名の変更には、「カウンター越しにしっかりと説明を受けて販売される薬なんです」という意味が込められています。法律では、医療用医薬品以外の医薬品を「その効能および効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されるもの」と定義されています。これに基づいて、薬剤師や登録販売者などが適切な助言や指導をすることにより、医薬品を販売するという制度が始まります。制度が始まるのは、平成21年4月からで、今年はその準備段階として医薬品の販売に適した能力を持つているかを確認するために、登録販売

者試験」が実施されます。

それとともに販売業態も変わります。今までは、5種類の販売形態に分かれていました。おそれく皆さんはなぜ「薬局」「薬店」という2つの名称が使われるかご存知なかつたことでしょうか。本質的に「薬局」は処方せんを調剤するところですが、併せて「OTC薬」も取り扱うことができます。しかし、「薬店」では処方せんを調剤することはできません。ここが大きな違いです。

平成21年4月からは、「薬局」「店舗販売業」「配置販売業」という区別になります。「配置販売業」は富山の薬売りに代表される医薬品販売形態です。店舗を持たないために「無店舗販売業」とも呼ばれます。

正しく理解「OTC薬」

「OTC薬」の種類は膨大です。品名ごとに分けて行くと2万種類

以上にもなります。「この多くの成分には、特に注意して使用しなければならぬ成分があり、薬害が生じないように、どのように安全性を確保して、国民に提供することが、議論されてきました。」

と示すことができるようにしました。しかし、一方では「いわゆる健康食品」による健康被害や「金銭的被害」を被っている人たちが後を絶たないのも事実です。

そこで、リスクの程度に応じて、3つに区分することにしました。その中の第2類医薬品は、特に注意すべき成分もあることから、さらに区分して第2類医薬品として注意を促すことになりました。

「OTC薬」は自己の判断により使用することが可能な医薬品です。新聞やテレビでは「メタボリック症候群(メタボ)や、生活習慣病」という言葉が飛び交っています。しかし、皆さんはこうした言葉を耳にして、疾病になつていないか「不安」と「心配」だけが膨張しているようです。また、「咳が出る」「熱がある」といっても本当に風邪

なのか、医師の診断が必要なのか迷うこともあるでしょう。「OTC薬」は確かに自己判断で使用することができませんが、医療用医薬品ではありません。一時的に症状を改善することは可能ですが、「OTC薬」が利用できる限界や「正しい服用方法」「副作用の前兆として現れてくる症状」などについて情報提供しておく必要があります。

風邪薬をお渡す時に「眠気が出ますから気を付けてください」と言う話をします。しかし、多くの患者さんは「大丈夫」「車の運転ぐらい構わない」と真剣に話を聞いてくれません。お隣の山形県では、バス運転手が風邪薬を服用して、その眠気のために交通事故が発生したことが報じられてい

ます。副作用も同じなのですが、自分自身には、そのようなことは起こらないと思っていることが多いです。薬剤師の説明を真剣に聞いてくれないのが非常に残念です。「OTC薬」は処方せんで調剤した成分と同じものが含まれていることがありますが、重複したり、相互作用が起る可能性があります。こうしたことを防ぐためにも、「お薬手帳」を活用してください。処方せんの薬と一緒に服用することが可能か、あるいは常備薬との相互作用などを日ごろから「お薬手帳」で確認し、「OTC薬」を購入したら薬剤師に記入してもらつたことをお勧めします。(大館北秋薬剤師会 布袋屋隆満)

基準薬局リスト

横手市

青山薬局	☎0182-42-4003	☎42-0750
石田薬局	☎0182-32-0069	☎32-9342
雄物川みよし薬局	☎0182-22-3434	☎22-3435
オレンジ薬局横手店	☎0182-36-3177	☎36-3178
鍛冶町さいた薬局	☎0182-33-1751	☎33-1752
くら薬局	☎0182-35-5630	☎36-3678
小池調剤薬局	☎0182-33-0456	☎33-0457
さいた薬局	☎0182-33-4814	☎33-1273
さいた薬局よこて町店	☎0182-33-6662	☎33-0202
下田薬局	☎0182-32-0583	☎32-0583
たんぼば薬局	☎0182-35-5221	☎35-5222
にはら薬局	☎0182-42-3505	☎42-3512
ネノ七薬局	☎0182-32-2520	☎32-2521
橋本薬局	☎0182-22-4149	☎56-2188
平鹿調剤薬局中央店	☎0182-33-2272	☎33-3164
ヤナギ薬局	☎0182-22-3013	☎22-4200
やまざ薬局	☎0182-32-2739	☎32-8934
横手南薬局	☎0182-32-2422	☎33-6064

湯沢市

うちだて調剤薬局	☎0183-78-0080	☎78-0081
雄勝調剤薬局	☎0183-72-3210	☎73-8435
小町堂薬局	☎0183-52-4264	☎52-4782
つるだて薬局	☎0183-72-3813	☎72-3814
ユザワ薬局	☎0183-73-3312	☎72-0777

雄勝郡

健生堂薬局	☎0183-62-0117	☎62-0118
静寿堂薬局	☎0183-62-0121	☎62-0122



お薬手帳



基準薬局の看板

処方せん公文書の有効期限は処方日を含めて4日間です。

秋田県薬剤師会
秋田市千秋久保町6-6 TEL.018-833-2334
E-mail: info@akiyaku.or.jp
http://www.akiyaku.or.jp